

個人情報保護審議会（第81回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成17年3月23日（水）午前10時から午後0時まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号

兵庫県民会館3階301号室

2 出席委員の氏名

山下 淳

岸本 洋子

赤坂 正浩

森本 章夫

3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

県民情報室長

浜田 充啓

主幹兼個人情報・行政手続係長

井上 勝文

県民情報室

中谷 真紀子

県民情報室

桂 和久

4 会議に付した案件の名称

(1) 報告事項

県ホームページにおける個人情報の掲載基準について

5 議事の要旨

(1) 報告事項

県ホームページにおける個人情報の掲載基準について

委員： 県ホームページにおける個人情報の掲載基準について、審議会は県に基準を作って運用するというようお願いした。これを受けて、県は掲載基準を作成して審議会に提出したので、説明をお願いします。

事務局より、県ホームページにおける個人情報の掲載基準について、説明された。

委員： 県民情報室長から、この掲載基準を関係課室へ周知するのか？

事務局： はい。厳密に言うと、ホームページを総括している広報課と連名で行おうと考えている。

委員： この掲載基準は新しいものを付け加えたのではなくて、これまでの答申を事務局がまとめたということでしょうか？

事務局： はい。

委員： 資料1ページの「3. 権利利益の侵害」と「4. 本人の同意」は従来の答申では一緒に語られてはいなかったか。

事務局： 従来の個人情報協議要領に基づき作成した。

- 委員： 資料3の、「権利利益を侵害するおそれがない」というのは、4の話も関わってくるし、適切な保護措置が取られているかということにも関わってくるので、それにあわせて の表の考え方等を参考にしたいというようにはならないのか。
- 事務局： 文章を工夫する。
- 委員： 今後は各担当課室がそれぞれ掲載基準に対応するわけであるから、「4．本人の同意」がこうした項目で現れてくると、それだけが一人歩きをしかねない。あるいは、個人の自己決定権と、個人の権利利益の判断とが全然別の話としてとらえられてしまうと、理解がゆがんでしまう。
- 委員： 今後は、各担当課室がこの表のチェックポイントを元にして、審議会や県民情報室を通さずに運用していくことになるのか。
- 事務局： はい。この整理した項目に限って掲載するものとする。
- 委員： この表に掲載されていないものは、原則として掲載できないものとするのか。また、例えば「本人の同意」のようなときはどこを見ればよいのか。
- 事務局： 総論に戻って1ページ目を見ればよい。
- 委員： これまでの審議では、ホームページで個人情報をお公にする公益上の必要性があるかないかという判断を、それだけ独自に行っただけではなく、どの程度の、またどのような公益性があるかということ、またそのためには、どのような種類の個人情報が公になるのか、あるいは公になるとしても個人情報が公になることについて本人同意がとれるのだろうか、やはり制度的に難しいのだろうか、あるいは適切な保護措置はどのようにとられているのか、ということ、総合して判断していたようなところがある。そのニュアンスが、この形式だと失われてしまうのではないかと。要するに、公益上の必要性が高い場合で、場合によれば本人同意を得ることが無理であるという場合においても、県民に公表する社会的必要性は高いだろうということも、審議会は見ていた。そのような、いわゆる利益衡量のようなもの失われてしまったように感じる。
- 事務局： 確かに一件審査の場合は、文章に書くときは項目立てして分けて書くが、総合的には見ているというところである。また、従前のおり総合的に判断すると書くと、曖昧になってしまうおそれがある。そうすると、従前のものをベースにして、必要性がある場合に限定して、各項目もこういう個人情報があるということを記載している。
- 委員： 今後、新規事案が出てきたときは、ここにあげている項目は通すのか。
- 事務局： 4月の説明会でここに抛らないようなものは、相談を求めるように説明する予定である。
- 委員： 新規にホームページに掲載する場合でも実施機関はこれに準拠し

ていれば、事前協議を受けることなく、掲載できるのか。

事務局： はい。

委員： ただ、準拠しているかどうか微妙で、総合的に考慮しなければならないこともありうる。新規の場合には県民情報室に一声かけるようなようことは考えているのか。

事務局： 県民情報室との事前協議において、現在の基準に反するようなもの、必要以上の個人情報を掲載するものはない。今までの基準に拠らないものが、一件審査として協議を受けている。いわゆるホームページとしてこちらに協議されるものは、ここで整理されたようなものしか掲載されていないし、今後も普通のホームページという形ではありえないと考えられる。したがって、説明会でもこれに拠らないものは、新規の案件で相談を受けることを説明し、案件によっては諮問という形ではなくても、審議会の意見をいただくことを考えている。

委員： 条例が改正されると、ホームページの掲載に関して審議会が答申するということは原則としてなくなるが、審議会の意見が求められることもありうる。また、これまでの運用上、この基準に照らして問題のあるケースはない。ただ、基準に照らして判断に迷うようなことがあれば、担当課だけで判断せずに、県民情報室に相談するように、運営上心がけていただきたい。

事務局： 事務局もそのような考え方に立っており、この表が一人歩きしないように、説明会を開催した際に、疑問があれば、県民情報室と協議するように求める。

委員： ホームページに個人情報を掲載するにあたって、協議を重ねてきた。今回の答申においては、従来の運用を整理し直したということであるから、今後これに基づいて運用してよい。現実にもこの基準に拠らないものは存在していないということで、安心している。ただ、判断に迷うとき、気にかかるときは県民情報室との相談の上で、処理をするという運用を、県の各担当課室にも十分理解していただいた上でのことにしていきたい。

事務局： はい。

委員： 条例ではウェブサイトになっているが、こちらはホームページという言い方でいくのか。

事務局： はい。広報課と統一する。

事務局より条例改正の見通しについて報告がなされた。

委員： それでは本日の審議はこれまでとする。